



# 四半期報告書

(第67期第3四半期)

自 平成21年10月1日

至 平成21年12月31日

株式会社損害保険ジャパン

(E03827)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第67期第3四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【保険引受の状況】	4
2 【事業等のリスク】	7
3 【経営上の重要な契約等】	8
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	11
第3 【設備の状況】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	32
3 【役員等の状況】	33
第5 【経理の状況】	34
1 【四半期連結財務諸表】	35
2 【その他】	49
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	53
四半期レビュー報告書	54
確認書	56

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第67期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)  
当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号)  
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)  
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)  
当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)  
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第66期 前第3四半期 連結累計期間	第67期 当第3四半期 連結累計期間	第66期 前第3四半期 連結会計期間	第67期 当第3四半期 連結会計期間	第66期
連結会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
経常収益 (百万円)	1,347,080	1,353,038	485,874	450,678	1,767,980
正味収入保険料 (百万円)	1,004,442	973,918	315,224	317,009	1,308,194
経常利益 (△は経常損失) (百万円)	△3,213	26,387	△40,278	△5,489	△144,052
四半期純利益 (△は四半期(当期) 純損失) (百万円)	△594	21,401	△23,329	△7,943	△66,710
純資産額 (百万円)	—	—	689,351	748,588	594,946
総資産額 (百万円)	—	—	5,928,555	6,091,817	5,913,379
1株当たり純資産額 (円)	—	—	698.10	756.75	602.30
1株当たり四半期 純利益金額 (△は1株当たり 四半期(当期)純損失 金額) (円)	△0.60	21.73	△23.69	△8.06	△67.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益金額 (円)	—	21.72	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	11.59	12.23	10.03
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,496	△48,141	—	—	△37,138
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△788	△115,275	—	—	41,246
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△19,505	105,835	—	—	△19,303
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	276,207	244,315	299,497
従業員数 (人)	—	—	19,541	20,859	19,572

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 当社は特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況 2 その他(1)第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書」に基づいて記載しています。
- 3 第66期前第3四半期連結累計期間、第66期前第3四半期連結会計期間、第66期および第67期当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	20,859 [ 5,202 ]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	17,458 [ 5,099 ]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員数は [ ] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【保険引受の状況】

#### (1) 損害保険事業の状況

##### ① 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)			当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	62,355	16.53	—	62,902	16.87	0.88
海上	10,173	2.70	—	8,365	2.24	△17.77
傷害	58,981	15.64	—	55,092	14.77	△6.59
自動車	165,578	43.90	—	164,658	44.15	△0.56
自動車損害賠償責任	42,116	11.17	—	43,907	11.77	4.25
その他	37,945	10.06	—	38,023	10.20	0.21
合計	377,150	100.00	—	372,950	100.00	△1.11
(うち収入積立保険料)	(37,802)	(10.02)	—	(32,787)	(8.79)	(△13.27)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含みます。）

##### ② 正味収入保険料

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)			当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	39,789	12.62	—	40,940	12.91	2.89
海上	8,307	2.64	—	6,881	2.17	△17.16
傷害	29,032	9.21	—	29,620	9.34	2.03
自動車	165,173	52.40	—	164,213	51.80	△0.58
自動車損害賠償責任	39,347	12.48	—	40,858	12.89	3.84
その他	33,587	10.65	—	34,508	10.89	2.74
合計	315,236	100.00	—	317,023	100.00	0.57

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

③ 正味支払保険金

区分	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)			当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	13,275	6.52	—	17,816	8.43	34.20
海上	4,267	2.10	—	4,276	2.02	0.22
傷害	17,212	8.46	—	17,797	8.42	3.40
自動車	105,161	51.68	—	105,194	49.78	0.03
自動車損害賠償責任	40,443	19.88	—	40,099	18.98	△0.85
その他	23,126	11.37	—	26,131	12.37	12.99
合計	203,487	100.00	—	211,315	100.00	3.85

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。



(2) 生命保険事業の状況

① 保有契約高

区分	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
	金額 (百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)	金額 (百万円)
個人保険	10,926,460	6.56	10,254,286
個人年金保険	80,163	△1.56	81,435
団体保険	1,847,574	△9.16	2,033,965
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

区分	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)			当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	424,340	424,340	—	529,284	529,284	—
個人年金保険	583	583	—	559	559	—
団体保険	1,395	1,395	—	9,904	9,904	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。前事業年度の有価証券報告書に記載した「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク (17) 経営統合に関するリスク」について、以下のとおり重要な変更があります。本項に記載している将来に関する事項は、第3四半期報告書提出日（平成22年2月12日）現在において当社グループが判断したものであります。

### (17) 経営統合に関するリスク

当社は、日本興亜損害保険株式会社と共同株式移転方式により持株会社を設立し、その傘下で経営統合を行うことに合意し、平成21年10月30日の両社の取締役会において、「株式移転計画書」および「経営統合に関する契約書（以下「最終契約書」）」を決議し、最終契約書を締結いたしました。

当社は平成21年12月22日の臨時株主総会において、日本興亜損害保険株式会社は平成21年12月30日の臨時株主総会において、それぞれ株式移転計画の承認を得ており、関係当局の許認可等を前提として平成22年4月1日に経営統合を実施する予定です。

現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営や、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 関係当局の許認可等や承認が得られない、または遅延するリスク
- ・ 何らかの事情により、経営統合の内容が変更となるリスク
- ・ 金融市場の混乱、世界的な経済情勢の悪化等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりです。

当社と日本興亜損害保険株式会社（以下「日本興亜損保」）は、平成21年10月30日開催の両社の取締役会において「株式移転計画書」および「経営統合に関する契約書」（以下「最終契約書」）を決議し、最終契約書を締結いたしました。

また、当社は平成21年12月22日開催の、日本興亜損保は平成21年12月30日開催の、それぞれの臨時株主総会において、「株式移転計画書」が承認可決されました。

株式移転の主要な事項の概要は、以下のとおりであります。なお、本経営統合は、関係当局の許認可等を前提としております。

#### (1) 株式移転の目的

平成21年3月13日に締結された、経営統合に向けての基本合意書から変更ありません。

#### (2) 株式移転の条件

##### ①株式移転の方法

平成21年3月13日に締結された、経営統合に向けての基本合意書から変更ありません。

##### ②株式移転の日程

株式移転計画承認臨時株主総会（以下「臨時株主総会」）基準日	公告日	平成21年10月16日
株式移転計画書作成、最終契約書締結		平成21年10月30日
臨時株主総会基準日（両社）		平成21年10月31日
当社臨時株主総会		平成21年12月22日
日本興亜損保臨時株主総会		平成21年12月30日
上場廃止日（両社）		平成22年3月29日（予定）
株式移転の効力発生日		平成22年4月1日（予定）
共同持株会社設立登記日		平成22年4月1日（予定）
共同持株会社株式上場日		平成22年4月1日（予定）

また、共同持株会社は、東京および大阪の各証券取引所に上場する予定であり、共同持株会社の完全子会社となる当社は東京、大阪、名古屋、札幌および福岡の各証券取引所において、同じく日本興亜損保は東京、大阪および名古屋の各証券取引所において、それぞれ上場廃止となる予定です。

(3) 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転完全親会社となる会社の株式の数およびその算定根拠

①株式移転比率

	当社	日本興亜損保
株式移転比率	1	0.9

(注) 1 本経営統合に伴い、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、日本興亜損保の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.9株を割り当て交付します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

2 共同持株会社が発行する新株式数(予定)：普通株式：1,722,802,230株

上記は平成21年3月31日現在における両社の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、両社は、本件株式移転効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、共同持株会社が発行する新株式数は変動いたします。また両社の新株予約権が行使された場合も、新株式数は変動することがあります。

②株式移転比率の算定根拠

当社および日本興亜損保は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は野村証券株式会社(以下「野村証券」)、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」)に対し、また日本興亜損保はメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ」)、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」)に対し、それぞれ本経営統合に係る株式移転比率の算定を依頼しました。

当社は、野村証券、みずほ証券、ゴールドマン・サックスによる算定結果を参考に、日本興亜損保は、メリルリンチ、三菱UFJ証券の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年7月29日、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率に合意し、決定いたしました。

(4) 株式移転の後の株式移転完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等

①共同持株会社の商号

NK S J ホールディングス株式会社

(英文名称) NKSJ Holdings, Inc.

②共同持株会社の本店の所在地

東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

③代表者の氏名

共同持株会社の設立時においては、以下の代表取締役2名が共同CEOに就任します。

共同CEO 兼 代表取締役会長 兵頭 誠

共同CEO 兼 代表取締役社長 佐藤 正敏

④事業の内容

本持株会社の事業の目的は次に掲げるものとします。

- A. 損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理
- B. その他前記A. の業務に附帯する業務

(5) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の資本金の額、純資産の額及び総資産の額

- ① 資本金の額1,000億円
- ② 純資産の額 未定
- ③ 総資産の額 未定

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

##### (1) 経営成績の概況

当第3四半期連結会計期間における日本経済は、内外における各種対策の効果などにより、前期からの持ち直しの動きが続きました。しかし、自律回復力はなお弱く、依然として厳しい状況が続き、物価面ではデフレという景気下押しリスクが顕在化しました。

公共投資は堅調に推移しました。輸出はアジア向けを中心に増加し、生産は持ち直しましたが、その水準は直近ピーク時の8割程度の水準に止まりました。企業収益は大幅な減少が続きましたが、そのテンポは緩やかになり、減少を続けてきた設備投資も下げ止まりの傾向となりました。失業率が高水準で推移し、雇用者所得も減少を続けるなど雇用・所得環境は依然として厳しい状況にありましたが、個人消費は経済対策の効果などで耐久消費財などを中心に持ち直しの動きが見られました。

このような情勢の中、当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が正味収入保険料の増加を上回る責任準備金等戻入額の減少などにより前第3四半期連結会計期間に比べて188億円減少して4,256億円、資産運用収益が金融派生商品収益の減少などにより前第3四半期連結会計期間に比べて166億円減少して231億円、その他経常収益が前第3四半期連結会計期間に比べて3億円増加して18億円となり、合計で前第3四半期連結会計期間に比べて351億円減少して4,506億円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が正味支払保険金の増加などにより前第3四半期連結会計期間に比べて83億円増加して3,701億円、資産運用費用が有価証券評価損の減少などにより前第3四半期連結会計期間に比べて804億円減少して120億円、営業費及び一般管理費が前第3四半期連結会計期間に比べて10億円減少して702億円、その他経常費用が前第3四半期連結会計期間に比べて31億円増加して37億円となり、合計で前第3四半期連結会計期間に比べて699億円減少して4,561億円となりました。この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当第3四半期連結会計期間の経常損失は、前第3四半期連結会計期間と比べて347億円改善し54億円となりました。

経常損失に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した結果、当第3四半期連結会計期間の四半期純損失は、前第3四半期連結会計期間と比べて153億円改善し79億円となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

##### ①損害保険事業

正味収入保険料は、自動車損害賠償責任保険が増収したことなどにより前第3四半期連結会計期間に比べて17億円増加し3,170億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、前第3四半期連結会計期間に比べて335億円減少して4,248億円となりました。一方、資産運用費用の減少などにより経常費用が減少したため、経常損失は、前第3四半期連結会計期間に比べて358億円改善し42億円となりました。

## ②生命保険事業

経常収益は、前第3四半期連結会計期間に比べて20億円減少し262億円となりました。経常損失は、前第3四半期連結会計期間に比べて10億円悪化し12億円となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）における営業活動によるキャッシュ・フローは、前第3四半期連結会計期間に比べて62億円増加して△647億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことなどにより前第3四半期連結会計期間に比べて565億円減少して△235億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前第3四半期連結会計期間に比べて0億円増加して1億円となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物期末残高は、前連結会計年度末に比べて551億円減少して2,443億円となりました。

資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定範囲の短期投資※からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保しています。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

※一定範囲の短期投資：価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社と日本興亜損害保険株式会社との経営統合に関するその後の経過については「第2 事業の状況 3. 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。

保険料等の金額は記載未満を切り捨てて表示しております。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

①提出会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

②国内子会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

③在外子会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更および重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	単元株式数は1,000株でありま す。
計	987,733,424	987,733,424	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	215(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	250(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	572(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	728(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行)1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議（平成18年7月21日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	324(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当て数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当て数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年1月26日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	316(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,623円(平成19年2月15日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行)1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。



5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。  
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年7月27日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	403(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。  
下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
  - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
  - ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年1月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	382(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり990円(平成20年2月12日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年2月12日発行)1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとします。）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記①～⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年7月25日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,973(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	297,300(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成20年8月11日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年8月11日発行)1株当たり941円 資本組入額 1株当たり471円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。

2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 行使条件

(1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

(3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

#### 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合には限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額）  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。  
下記①、②、③、④または⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。  
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定します。

取締役会決議（平成21年7月24日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	7,471(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	747,100(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成21年8月10日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年8月11日から 平成46年8月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成21年8月10日発行)1株当たり624円 資本組入額 1株当たり312円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。

2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 行使条件

(1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

(3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。



#### 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合には限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額）  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項  
当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。  
下記①、②、③、④または⑤の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。  
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月31日	—	987,733	—	70,000	—	24,229

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間における、大株主の異動は以下のとおりであります。

①大株主になった者

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE,COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD,ENGLAND (東京都中央区月島四丁目16番13号)	12,375	1.25

②大株主でなくなった者

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS,CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	9,043	0.92

(注) 当第3四半期会計期間において、株式会社みずほコーポレート銀行および共同保有者計4社から平成21年10月22日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年10月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	32,324	3.27
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	16,263	1.65
みずほインバスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	2,742	0.28
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	3,536	0.36

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,109,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 979,597,000	979,597	—
単元未満株式	普通株式 5,020,424	—	—
発行済株式総数	987,733,424	—	—
総株主の議決権	—	979,597	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式910株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3,109,000	—	3,109,000	0.31
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—	3,116,000	—	3,116,000	0.31

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	647	739	735	654	685	647	618	577	612
最低(円)	509	568	615	564	607	582	538	514	540

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの執行役員の異動は以下のとおりです。

#### (1) 新任執行役員

役名	委嘱先	氏名	就任年月日
執行役員	事務企画部長	末廣 利明	平成21年7月1日
執行役員	長野支店長	中島 隆太	平成21年7月1日

#### (2) 退任執行役員

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、執行役員の退任はありません。

#### (3) 執行役員の異動

新役名および新委嘱先		旧役名および旧委嘱先		氏名	異動年月日
執行役員	事務企画部長 兼事務システム統合推進室長	執行役員	事務企画部長	末廣 利明	平成21年11月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。）ならびに同規則第61条および第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）および当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

### 2 四半期連結会計期間に係る損益の状況について

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況については、「2 その他」に記載しております。

### 3 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）および当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金及び預貯金	116,210	151,781
コールローン	66,400	73,600
買現先勘定	89,981	81,978
買入金銭債権	35,783	40,160
金銭の信託	10,539	9,715
有価証券	4,457,369	4,125,568
貸付金	499,168	517,894
有形固定資産	※1 215,411	※1 219,047
無形固定資産	26,831	26,456
その他資産	422,701	434,189
繰延税金資産	168,350	249,507
貸倒引当金	△16,930	△16,520
資産の部合計	6,091,817	5,913,379
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	4,926,383	4,998,577
支払備金	757,016	818,052
責任準備金等	4,169,366	4,180,524
社債	128,000	—
その他負債	192,381	199,019
退職給付引当金	79,964	99,342
役員退職慰労引当金	82	31
賞与引当金	4,945	14,679
特別法上の準備金	10,878	6,487
価格変動準備金	10,878	6,487
繰延税金負債	593	295
負債の部合計	5,343,229	5,318,432
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	70,000	70,000
資本剰余金	24,229	24,229
利益剰余金	320,588	320,381
自己株式	△2,740	△2,839
株主資本合計	412,077	411,771
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	356,669	207,503
為替換算調整勘定	△23,623	△26,274
評価・換算差額等合計	333,045	181,228
新株予約権	1,302	984
少数株主持分	2,161	962
純資産の部合計	748,588	594,946
負債及び純資産の部合計	6,091,817	5,913,379

## (2) 【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	1,347,080	1,353,038
保険引受収益	1,246,881	1,277,248
(うち正味収入保険料)	1,004,442	973,918
(うち収入積立保険料)	111,753	87,194
(うち積立保険料等運用益)	34,292	31,706
(うち生命保険料)	90,029	90,433
(うち支払備金戻入額)	6,004	67,628
(うち責任準備金等戻入額)	—	24,854
資産運用収益	93,768	68,677
(うち利息及び配当金収入)	95,528	82,482
(うち金銭の信託運用益)	—	0
(うち売買目的有価証券運用益)	41	126
(うち有価証券売却益)	15,992	13,639
(うち積立保険料等運用益振替)	△34,292	△31,706
その他経常収益	6,430	7,112
経常費用	1,350,294	1,326,651
保険引受費用	1,021,307	1,075,329
(うち正味支払保険金)	600,682	660,328
(うち損害調査費)	※1 57,463	※1 59,045
(うち諸手数料及び集金費)	※1 175,764	※1 176,933
(うち満期返戻金)	151,628	139,194
(うち生命保険金等)	29,853	32,356
(うち責任準備金等繰入額)	855	—
資産運用費用	107,200	25,898
(うち金銭の信託運用損)	10,606	1,130
(うち有価証券売却損)	1,343	5,554
(うち有価証券評価損)	82,495	7,360
営業費及び一般管理費	※1 220,537	※1 216,463
その他経常費用	1,248	8,959
(うち支払利息)	92	4,286
経常利益又は経常損失(△)	△3,213	26,387
特別利益	33,043	15,870
特別法上の準備金戻入額	32,431	—
価格変動準備金戻入額	32,431	—
その他	※2 612	※2 15,870
特別損失	653	5,028
特別法上の準備金繰入額	—	4,383
価格変動準備金繰入額	—	4,383
その他	※3 653	※3 645
税金等調整前四半期純利益	29,176	37,229
法人税等	29,835	16,166
少数株主損失(△)	△64	△338
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△594	21,401

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	29,176	37,229
減価償却費	7,926	8,545
のれん償却額	1,404	2,033
支払備金の増減額 (△は減少)	△6,015	△68,263
責任準備金等の増減額 (△は減少)	△698	△26,159
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	170	401
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,595	△20,088
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△2,477	21
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9,497	△9,847
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△32,431	4,383
利息及び配当金収入	△95,528	△82,482
有価証券関係損益 (△は益)	67,957	1,542
支払利息	92	4,286
為替差損益 (△は益)	1,164	3,921
有形固定資産関係損益 (△は益)	172	△211
貸付金関係損益 (△は益)	37	—
持分法による投資損益 (△は益)	△794	19
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	23,398	3,187
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△44,428	△25,263
その他	9,317	20,080
小計	△46,458	△146,661
利息及び配当金の受取額	96,172	82,349
利息の支払額	△94	△3,593
法人税等の支払額	△71,116	19,763
営業活動によるキャッシュ・フロー	△21,496	△48,141
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預貯金の純増減額 (△は増加)	3,105	△19,224
買入金銭債権の取得による支出	△5,897	△1,362
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,923	3,785
金銭の信託の増加による支出	—	△164
金銭の信託の減少による収入	12,000	3,002
有価証券の取得による支出	△472,880	△522,072
有価証券の売却・償還による収入	468,601	421,355
貸付けによる支出	△118,520	△102,066
貸付金の回収による収入	98,286	112,350
その他	16,045	△8,169
資産運用活動計	4,665	△112,567
営業活動及び資産運用活動計	△16,830	△160,709
有形固定資産の取得による支出	△6,518	△4,104
有形固定資産の売却による収入	1,064	1,333
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 収入	—	64
投資活動によるキャッシュ・フロー	△788	△115,275



(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
社債の発行による収入	—	128,000
株式の発行による収入	568	—
自己株式の売却による収入	168	164
自己株式の取得による支出	△196	△66
配当金の支払額	△19,871	△19,796
少数株主への配当金の支払額	△4	—
その他	△171	△2,465
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△19,505</b>	<b>105,835</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,999	1,931
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△43,790	△55,649
現金及び現金同等物の期首残高	319,998	299,497
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	467
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 276,207	※1 244,315

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社全国訪問健康指導協会は重要性が増したため、第1四半期連結会計期間から連結子会社としております。 従来、持分法適用の関連会社であったセゾン自動車火災保険株式会社は、株式の追加取得により子会社となったため、第2四半期連結会計期間から連結子会社としております。なお、みなし取得日を第2四半期連結会計期間の期首としているため、同社の第2四半期会計期間以降の損益を連結の対象とし、第1四半期会計期間の損益については持分法により反映させております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 12社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 Maritima Seguros S.A.およびMaritima Saude Seguros S.A.は出資により新たに関連会社となったため、第2四半期連結会計期間から持分法適用会社としております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 6社</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は240,661百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は236,040百万円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)								
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>代理店手数料等</td> <td>177,059百万円</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>108,409百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は四半期連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他は、当社および連結子会社の固定資産処分益481百万円ならびに連結子会社に関する持分変動益131百万円であります。</p> <p>※3 特別損失のその他のうち主なものは、当社および連結子会社の固定資産処分損539百万円であります。</p>	代理店手数料等	177,059百万円	給与	108,409百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>代理店手数料等</td> <td>176,810百万円</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>108,340百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は四半期連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益のその他のうち主なものは、当社の退職給付信託設定益15,013百万円であります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損645百万円であります。</p>	代理店手数料等	176,810百万円	給与	108,340百万円
代理店手数料等	177,059百万円								
給与	108,409百万円								
代理店手数料等	176,810百万円								
給与	108,340百万円								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)																																
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>150,611百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>68,400百万円</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td>70,451百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>44,051百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,211,042百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を 超える定期預金</td> <td>△16,945百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の 買入金銭債権</td> <td>△44,051百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の 有価証券</td> <td>△4,207,352百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>276,207百万円</u></td> </tr> </table> <p>2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。</p>	現金及び預貯金	150,611百万円	コールローン	68,400百万円	買現先勘定	70,451百万円	買入金銭債権	44,051百万円	有価証券	4,211,042百万円	預入期間が3か月を 超える定期預金	△16,945百万円	現金同等物以外の 買入金銭債権	△44,051百万円	現金同等物以外の 有価証券	△4,207,352百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>276,207百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預貯金</td> <td>116,210百万円</td> </tr> <tr> <td>コールローン</td> <td>66,400百万円</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td>89,981百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,457,369百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を 超える定期預金</td> <td>△34,125百万円</td> </tr> <tr> <td>現金同等物以外の 有価証券</td> <td>△4,451,520百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>244,315百万円</u></td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	現金及び預貯金	116,210百万円	コールローン	66,400百万円	買現先勘定	89,981百万円	有価証券	4,457,369百万円	預入期間が3か月を 超える定期預金	△34,125百万円	現金同等物以外の 有価証券	△4,451,520百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>244,315百万円</u>
現金及び預貯金	150,611百万円																																
コールローン	68,400百万円																																
買現先勘定	70,451百万円																																
買入金銭債権	44,051百万円																																
有価証券	4,211,042百万円																																
預入期間が3か月を 超える定期預金	△16,945百万円																																
現金同等物以外の 買入金銭債権	△44,051百万円																																
現金同等物以外の 有価証券	△4,207,352百万円																																
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>276,207百万円</u>																																
現金及び預貯金	116,210百万円																																
コールローン	66,400百万円																																
買現先勘定	89,981百万円																																
有価証券	4,457,369百万円																																
預入期間が3か月を 超える定期預金	△34,125百万円																																
現金同等物以外の 有価証券	△4,451,520百万円																																
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>244,315百万円</u>																																

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式の種類および総数

普通株式 987,733千株

2 自己株式の種類および株式数

普通株式 3,109千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 1,302百万円(提出会社 1,302百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,690百万円	20円	平成21年3月31日	平成21年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるものはありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,243,004	104,076	1,347,080	—	1,347,080
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,199	10	2,210	(2,210)	—
計	1,245,203	104,087	1,349,291	(2,210)	1,347,080
経常利益又は経常損失(△)	△7,476	4,262	△3,213	—	△3,213

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,275,387	77,651	1,353,038	—	1,353,038
(2) セグメント間の 内部経常収益	1,242	12	1,255	(1,255)	—
計	1,276,629	77,664	1,354,294	(1,255)	1,353,038
経常利益又は経常損失(△)	27,996	△1,608	26,387	—	26,387

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

**【所在地別セグメント情報】**

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	761,593	784,047	22,453	737,681	755,445	17,764
外国証券	100,774	100,620	△153	96,266	92,599	△3,666
合計	862,367	884,667	22,299	833,948	848,045	14,097

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,605,292	1,646,939	41,646	1,522,020	1,548,938	26,917
株式	504,231	1,029,550	525,318	532,137	871,127	338,990
外国証券	721,625	705,061	△16,563	695,264	654,768	△40,495
その他	76,804	80,569	3,764	79,708	79,991	282
合計	2,907,953	3,462,120	554,166	2,829,131	3,154,825	325,694

(注)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 四半期連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当第3四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて7,168百万円減損処理しております。この中には、四半期連結損益計算書においてその他運用費用として処理している貸付債権信託受益権に係る評価損29百万円を含めております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて71,487百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	9,161	9,244	83	11,708	9,715	△1,992

(注)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
当第3四半期連結累計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。 なお、当社および国内連結子会社は、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて202百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。



## (デリバティブ取引関係)

対象物の種類	取引の種類	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引						
	売建	172,408	176,657	△4,248	144,452	154,584	△10,131
	買建	28,253	29,172	919	46,949	48,395	1,445
株式	株価指数先物取引						
	売建	28,504	29,512	△1,008	—	—	—
その他	クレジットデリバティブ取引						
	買建	5,000 (235)	509	274	5,000 (235)	785	550
	天候デリバティブ取引						
	売建	615 (16)	18	△2	308 (14)	17	△3
	買建	217 (0)	6	6	30 (—)	—	—
	地震デリバティブ取引						
	売建	3,450 (101)	10	90	4,150 (129)	0	129
	買建	3,096 (307)	138	△168	3,726 (388)	238	△149
	その他の先渡取引						
	買建	294	306	11	742	765	22
合計		—	—	△4,125	—	—	△8,137

(注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

2 下段( )書きの金額は、四半期連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	756.75円	1株当たり純資産額	602.30円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	748,588	594,946
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	3,464	1,946
(うち新株予約権(百万円))	(1,302)	(984)
(うち少数株主持分(百万円))	(2,161)	(962)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額 (百万円)	745,123	593,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末(連結会計年 度末)の普通株式の数(千株)	984,623	984,544

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額(△)	△0.60円	1株当たり四半期純利益金額	21.73円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	21.72円

(注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額または四半期純損失金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 または四半期純損失金額(△)		
四半期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	△594	21,401
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 または四半期純損失(△) (百万円)	△594	21,401
普通株式の期中平均株式数 (千株)	984,541	984,627
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	707

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### (1) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、四半期レビューを受けておりません。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	485,874	450,678
保険引受収益	444,481	425,649
(うち正味収入保険料)	315,224	317,009
(うち収入積立保険料)	37,802	32,787
(うち積立保険料等運用益)	11,187	10,543
(うち生命保険料)	23,000	31,703
(うち支払備金戻入額)	8,671	—
(うち責任準備金等戻入額)	48,289	32,002
資産運用収益	39,841	23,158
(うち利息及び配当金収入)	28,612	25,226
(うち金銭の信託運用益)	—	135
(うち売買目的有価証券運用益)	—	11
(うち有価証券売却益)	3,199	8,121
(うち積立保険料等運用益振替)	△11,187	△10,543
その他経常収益	1,551	1,870
経常費用	526,153	456,168
保険引受費用	361,756	370,120
(うち正味支払保険金)	203,487	211,315
(うち損害調査費)	18,931	20,022
(うち諸手数料及び集金費)	56,934	59,109
(うち満期返戻金)	65,904	64,316
(うち生命保険金等)	10,898	11,658
(うち支払備金繰入額)	—	3,298
資産運用費用	92,592	12,096
(うち金銭の信託運用損)	7,859	2
(うち売買目的有価証券運用損)	268	—
(うち有価証券売却損)	651	2,121
(うち有価証券評価損)	74,206	2,495
営業費及び一般管理費	71,230	70,223
その他経常費用	572	3,727
(うち支払利息)	14	1,766
経常損失(△)	△40,278	△5,489
特別利益	34,853	663
特別法上の準備金戻入額	34,666	—
価格変動準備金戻入額	34,666	—
その他	187	663
特別損失	171	1,782
特別法上の準備金繰入額	—	1,432
価格変動準備金繰入額	—	1,432
その他	171	349
税金等調整前四半期純損失(△)	△5,595	△6,607
法人税等	17,797	1,582
少数株主損失(△)	△63	△246
四半期純損失(△)	△23,329	△7,943

(セグメント情報)

[事業の種類別セグメント情報]

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	457,554	28,320	485,874	—	485,874
(2) セグメント間の 内部経常収益	844	2	847	(847)	—
計	458,399	28,322	486,721	(847)	485,874
経常損失(△)	△40,053	△224	△40,278	—	△40,278

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	424,404	26,273	450,678	—	450,678
(2) セグメント間の 内部経常収益	416	2	419	(419)	—
計	424,821	26,276	451,098	(419)	450,678
経常損失(△)	△4,243	△1,246	△5,489	—	△5,489

[所在地別セグメント情報]

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

[海外売上高]

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

海外売上高(経常収益)が、連結売上高(経常収益)の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額(△)	△23.69円	1株当たり四半期純損失金額(△)	△8.06円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純損失(△)(百万円)	△23,329	△7,943
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失 (△)(百万円)	△23,329	△7,943
普通株式の期中平均株式数 (千株)	984,534	984,622

(2) その他

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社損害保険ジャパン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社損害保険ジャパン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)  
当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号)  
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)  
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)  
当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)  
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 佐藤正敏 は、当社の第67期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。